第百六十一条　例外

1　この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、当該措置をとること又は当該情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はそれらにより提供されるサービスに関する措置

注釈　(b)の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

第百六十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書九に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正が純粋に形式的又は軽微なものである場合には、第二百二十三条の規定にかかわらず、三十日以内に他方の締約国からの異議の申立てがない限り効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の調達機関の再編成（当該調達機関が行う調達が分散されるような計画及び当該調達機関の任務がいずれの政府機関（この章の規定の対象となるか否かを問わない。）によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。当該再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、当該再編成を実施してはならない。

第百六十三条　調達機関の民営化

政府が附属書九において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。

第百六十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の供給者であって他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該供給者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認める場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百六十五条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第百六十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　各締約国の政府調達の市場に関する利用可能な情報（統計に関する情報を含む。）を分析すること。

(b)　一方の締約国の供給者によるこの章の規定の適用を受ける他方の締約国の政府調達の市場への効果的なアクセスについて評価すること。

(c)　この章の規定の適用について監視すること並びに生じ得る問題を特定し、及び当該問題に対処するための場を提供すること。

(d)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　両締約国は、それぞれの政府調達の市場への両締約国の供給者によるアクセスを最大化することを目的として、それぞれの政府調達の制度に対する理解を増進するため、相互に合意する条件で協力する。このため、各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、協力のための具体的な措置（政府の職員又は関心を有する供給者に対する訓練及び研修のための計画であって、政府調達の機会を特定する方法、それぞれの政府調達の市場への参入方法その他の方法に関するものを含む。）を作成し、及び実施する。当該措置の作成に当たっては、各締約国における中小企業（零細企業を含む。）について特別の考慮を払うものとする。

4　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十一章　知的財産権

第百六十七条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的なかつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2　両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定（世界知的所有権機関の主催の下で締結された多数国間の協定を含む。）に基づく現行の権利及び義務を再確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害し、及びそれらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

注釈　この条及び第百七十八条の規定の適用上、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。